

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

関市長

公表日

令和2年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・当該事務は国民健康保険法及び地方税法に基づき、保険給付の支給や保険税の賦課・徴収など国民健康保険に関する事務を行うものである。特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差し止め</p> <p>⑥保険税の賦課・徴収</p> <p>⑦資格継続業務及び高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>⑧保健事業の実施</p> <p>・中間サーバーを通じ、情報ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号利用法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、高額介護合算システムファイル、国民健康保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>○情報照会事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第1項 別表第二 42～45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第25、26条 <p>○情報提供事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第7項 別表第二 1～5、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106の項 ・別表第二主務省令 第1～5、19、20、25、33、43、44、46、53条 <p>○オンライン資格確認の準備事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国民年金システム	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国民年金システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年5月23日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険給付システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、高額介護合算システムファイル、国民年金システムファイル	国民健康保険給付システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、高額介護合算システムファイル、国民年金システムファイル、国民健康保険システムファイル	事後	
平成31年1月7日	II しきい値判断項目 1. 2. いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年1月7日 時点	事後	時点の変更
平成31年1月7日	①部署	市民環境部保険年金課	市民環境部保険年金課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	②所属長	課長 中島好子	保険年金課長	事後	指針の変更による所属長氏名の記載廃止
平成31年1月7日	請求先	関市市民環境部国保年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	連絡先	関市市民環境部国保年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	IV リスク対策		IV リスク対策 の記載追加	事前	指針の改正によるIV リスク対策の記載追加
平成31年1月25日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国民年金システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月25日	I - 2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険給付システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、高額介護合算システムファイル、国民年金システムファイル、国民健康保険システムファイル	国民健康保険給付システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、高額介護合算システムファイル、国民健康保険システムファイル	事後	
令和2年4月14日	I - 1 - ② 事務の概要	<p>当該事務は国民健康保険法及び地方税法に基づき、保険給付の支給や保険税の賦課・徴収など国民健康保険に関する事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一 16、30の項に規定のとおり、被保険者の情報管理や保険給付の支給、国民健康保険税の賦課及び徴収業務に関する事務で個人番号を用いることとなる。また、中間サーバーを通じ、情報ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>・当該事務は国民健康保険法及び地方税法に基づき、保険給付の支給や保険税の賦課・徴収など国民健康保険に関する事務を行うものである。特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦資格継続業務及び高額該当の引き継ぎ業務 ⑧保健事業の実施</p> <p>・中間サーバーを通じ、情報ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号利用法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提</p>	事後	<p>・事務の内容を具体的に記載 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月14日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険給付システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、保険者管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、高額介護合算システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更
令和2年4月14日	I-3 法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第一 16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16、24条	・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更
令和2年4月14日	I-4-② 法令上の根拠	○情報照会の根拠 ・番号法 第19条第1項 別表第二 42～45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第25、26条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) 第4条 別表第二 5、6の項 ○情報提供の根拠 ・番号法 第19条第1項 別表第二 1～5、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106の項 ・別表第二主務省令 第1～5、19、20、25、33、43、44、46、53条 ・番号条例 第4条 別表第二 19、20の項	○情報照会事務 ・番号利用法 第19条第1項 別表第二 42～45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第25、26条 ○情報提供事務 ・番号利用法 第19条第7項 別表第二 1～5、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106の項 ・別表第二主務省令 第1～5、19、20、25、33、43、44、46、53条 ○オンライン資格確認の準備事務 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 2. いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	令和2年年4月14日 時点	事後	評価書見直しに伴う変更